

## 越生町・毛呂山町内の指定医療機関において 医療費の窓口払いを免除する制度(現物給付)を行っています

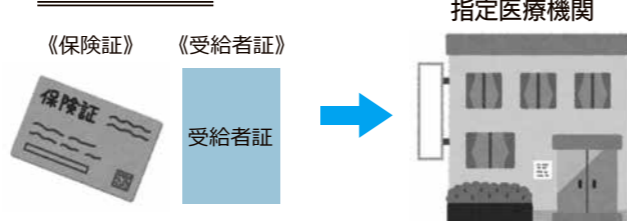
指定医療機関で受診するとき、健康保険証とこども医療費・重度心身障害者医療費受給者証を提示すると、医療費の窓口払いがなくなります。(ひとり親家庭等医療費は対象外)

### 指定医療機関とは

越生町・毛呂山町内で、町と協定を交わした医療機関です。指定医療機関には、下記のステッカーが掲示してありますのでご確認ください。



### 受診時に提示



- ※次の場合は、免除されませんので、発行された領収書とともに従来の方で申請してください。
- ・受給者証や健康保険証を忘れたとき
  - ・指定医療機関以外で受診したとき
  - ・同一医療機関の入院・通院別でひと月の支払いが21,000円を超えるとき(21,000円を超えた場合、遡って当月分の医療費全てを窓口にてお支払いいただきます。)

### 越生町内の指定医療機関

石川眼科 ☎277-2077	市川医院 ☎292-3011	越生メディカルクリニック ☎277-1119	かあいファミリークリニック ☎299-6222
くばた耳鼻咽喉科クリニック ☎277-7834	はなみず木整形外科 ☎292-8003	荒井洋充歯科医院 ☎292-2519	市川歯科医院 ☎292-2303
大河原歯科医院 ☎277-1182	おごせ薬局 ☎238-4211	中川薬局 越生店 ☎277-1871	平塚薬局 越生店 ☎292-6411
ウェルシア薬局 越生店 ☎277-2752	※毛呂山町内の指定医療機関については、町ホームページ等でご確認ください。		

### 適正受診にご理解とご協力をお願いします

- ・救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。
- ・ふだんから健康管理をしてくれる「かかりつけ医」をもちましょう。
- ・薬のもらいすぎや飲み合わせに注意しましょう。

### ジェネリック医薬品(後発医薬品)の普及促進へのご理解とご協力をお願いします

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は新薬(先発医薬品)と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。医師や薬剤師と相談しながら積極的に活用しましょう。

### ○こどもの医療費支給制度・ひとり親家庭等医療費支給制度について

☎子育て支援課 子ども担当 ☎内線162

### ○重度心身障害者医療費支給制度について

☎健康福祉課 福祉担当 ☎内線113

## 福祉3医療費支給制度について (こどもの医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費)

### こどもの医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費支給制度とは

医療機関を受診したとき、その保険診療による医療費の自己負担分(ひとり親家庭等医療費については、一部)を支給する制度です。医療費の支給を受けるには、受給資格登録と医療費支給申請が必要となります。登録していない方は、窓口で申請してください。

※越生町での受給資格がなくなった場合(転出など)や、受給者等に変更が生じた場合(健康保険証の変更など)は、必ず窓へ届出をお願いします。

### こどもの医療費支給制度

対象	各種健康保険(保護者の扶養)に加入している満18歳になるまでの年度末まで
手続きに必要なもの	お子さんの健康保険証、保護者名義の預金通帳、印鑑

※学校・保育所・幼稚園内、通学・通園中のケガによる診療の場合、学校等で加入している日本スポーツ振興センター災害給付金の対象となりますので、ご注意ください。こどもの医療費制度では支給されませんのでご注意ください。受診時にも窓口で受給資格証を提示しないようにお願いします。また、第三者行為による疾病に関わる医療費についても、医療費制度の対象となりません。

### ひとり親家庭等医療費支給制度

対象	ひとり親家庭等の18歳年度末までの児童とその父・母または養育者(※一定の障がいがある方は20歳未満まで)
所得制限	あり(児童扶養手当に準拠)
手続きに必要なもの	健康保険証、受給者名義の預金通帳、印鑑、戸籍謄本(抄本) ※児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証明書の添付により省略できる書類があります。

### 重度心身障害者医療費支給制度

対象	次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳(1、2、3級)の交付を受けている方 ・療育手帳(A、A、B)の交付を受けている方 ・精神保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方 ・後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方 ※65歳以上で新たに障がいの程度が該当等級になった方は対象外
所得制限	あり(特別障害者手当に準拠) ※平成30年12月末日までに受給者となっている方は、令和4年9月までは所得に関わらず、医療費の助成を受けることができます。令和4年10月から所得制限により支給停止となる場合があります。
手続きに必要なもの	身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳、健康保険証、本人名義の預金通帳、印鑑、所得証明書(令和3年1月2日以降に越生町に転入した方のみ)